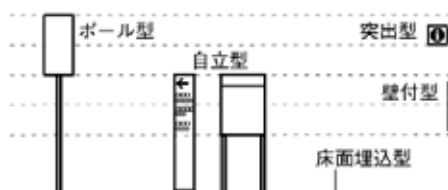


第3章 設置基準

3-1 サインの配置・設置方法

サインにはその機能にふさわしい設置タイプがあり、例えば遠くから見る誘導サインはポール型や吊下型、近くで見る案内サインは自立型や壁付型など、機能に合わせて選ぶとともに、設置方法等については、地図を用いた道路案内標識ガイドブック等も踏まえ、以下の通り設定した。

・サインタイプ例



○本計画では線条配置（行動の起点と終点を特定しその間の要所に配置）を基本とする。

・線条配置のモデル図



<配置の際のポイント>

- ・植栽などで隠れることのないよう、良好な視認性が確保できる場所に設置する。
- ・通行の支障にならないようにする。
- ・大きな交差点では、方向性を明確にするため、交差点の側端または道路の曲り角、横断歩道または踏切の前後の側端からそれぞれ5m以上離して配置する。

<設置の際のポイント>

- ・誘導サインの誘導方向は、矢印の示す方向と実際の方向が同じになるよう設置する。
- ・地域の案内図はサインに向かって前方を上、そして左右方向も反転しないようにする。
- ・広域を表示する場合は、一般的な認知方向と合わせるために、北が上、東が右になるように東西南北の関係を守って設置する。

・サイン設置の基本

種類	種 類	目 的	設置場所
案内サイン	広域案内図	概ね 1/2,500, 3km 四方程度の歩行範囲を表示する。	交通拠点（駅、駅前広場）など行動の起点となる場所に設置。
	周辺案内図	概ね 1/1,000, 1km 四方程度の歩行範囲を表示する。	
誘導サイン	誘導施設 +案内図	誘導対象とする施設の名称やピクトグラムと方向を示す矢印、小型の案内図のセットで表示する。	交通拠点と目的地や拠点との中間点や主要交差点付近に設置。
	誘導施設	誘導対象とする施設の名称やピクトグラムと方向を示す矢印、施設までの距離等を表示する。	
位置サイン	建物等名称	施設等の名称を表示する。	誘導対象とする施設に設置。
	設備名	エレベーター等、歩行者にとって必要な設備の位置を示す。	当該場所に設置誘導。

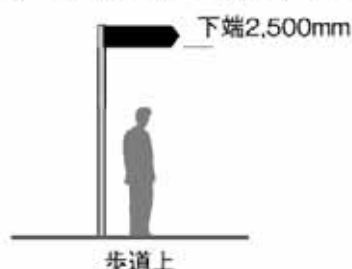
3-2 サインの設置高

サインの設置高は、サインを視認する距離により異なる。また一般的に、ひとの視線の仰角(水平からの見上げる際の角度)は10度以内が無理なく視野に入る範囲とされている。なお、これらのサインの設置高さについては、地図を用いた道路案内標識ガイドブックや公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン等も踏まえ、車いす使用者や歩行者の通行時の安全性等も考慮し、以下のように設定した。

<高さの目安>

・中距離から見るサインの設置高

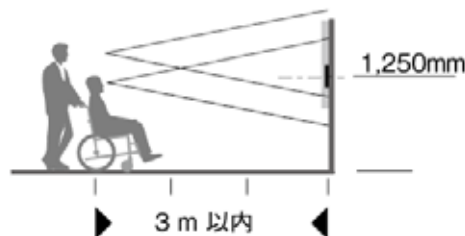
歩道上に張り出すサインは歩道の建築限界であるサインの下端 2,500mm を確保する。



・近距離から見るサインの設置高

誘導情報などはできるだけ上の方に表示する。

案内図などの詳しい情報は、車いす使用者も無理なく読めるように 1,250mm 程度を表示面の中心にする。



・仰角 10° 以内の無理なく視野に入る範囲

※人が多い場合には、必ずしも見えない可能性があることに注意する。

